

詐欺的な定期購入は取り消しが可能に

事例 スマートフォンの SNS を見て、定期購入で「回数縛り無し」と書かれた美容液を注文した。定期購入だが、次回商品発送日の **10 日前までに電話すればいつでも解約可能**と書かれていた。初回は 1 本 **500 円で 2 回目以降は 1 本 9,800 円**と高額になるので、気にいらなければ初回だけで止めようと思っていた。ところが、初回の商品が届いて 1 週間後に 2 回目の商品が届いた。2 回目が届くのは 1 か月先だと思っていたので、驚いて事業者に連絡すると、**2 回目の商品に限り、初回到着から 1 週間後に届くので解約は商品発送日の 3 日前までに電話するよう規約**に書いてあると言われた。**規約はどこに書いてあるのかわからなかった。**

「回数縛り無し」の定期購入で、「1 回だけ」のつもりで通常よりかなり安い価格で商品を購入したところ、「解約には条件があった」、「電話がなかなか通じず、解約できる期間が過ぎてしまった」などの相談が数多く寄せられています。



- 販売業者には、販売サイトの「**最終確認画面**」において、分量、販売価格・対価、支払の時期・方法、引渡・提供時期、申込期間（期限のある場合）、申込みの撤回、解除に関する事など、**契約の申込みの内容をすべてわかり易く表示することが義務付けられています。**
- 販売業者等がこれらの**契約の申込みの内容をすべてわかり易く表示していなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示を行っていたりすることにより、消費者が誤認して商品を申し込んだ場合、消費者は契約を取り消すことができる場合があります。**

しかし、申込内容の表示の有無に関してはトラブルになりがちです。

注文する前には、「利用規約」を必ずよく読み、「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しておきましょう。